

苫小牧市建築技師の資格取得助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築行政に関する専門的な知識及び技術の向上のため、自発的に資格取得を目指す職員を支援し、また、本市の業務を継続する上で必要な資格取得者を確保することを目的として、その資格取得に要する費用の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 この要綱による助成の対象となる職員（以下「対象職員」という。）は、申請日において、苫小牧市の建築行政に携わる常勤職員（再任用職員及び任期の定めがある職員を除く。）であって、次に掲げる資格を取得した者（本市職員の身分を有する日以前に当該資格を取得した者を除く。）とする。

- (1) 建築基準適合判定資格者
- (2) 一級建築士

(助成)

第3条 市長は、対象職員が前条各号に掲げる資格を取得したとき、当該対象職員に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

2 前項に規定する助成金の対象となる費用、助成割合及び助成限度額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 講座等の受講料 当該受講料の2分の1とし、50万円を限度とする
- (2) 受験に係る手数料 当該手数料の全額
- (3) 登録に係る手数料 当該手数料の全額

3 前2項に規定する助成金は、前条各号に掲げる資格取得について、同一の対象職員に対し、それぞれ1回に限り交付することができるものとする。

(申請)

第4条 前条による助成金の交付を受けようとする対象職員は、建築技師資格取得助成申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、資格を取得した日から1年以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 講座等の内容及び受講料が分かる資料
- (2) 受講料の支払を証明できるもの(領収書等)
- (3) 資格取得を証する書類(免許証明書等)の写し
- (4) 受験又は登録に係る手数料の支払を証明できるもの(領収書等)

(決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、助成金の交付の可否及び交付する助成金の金額を決定する。

2 前項の決定は、建築技師資格取得助成決定通知書（様式第2号）により、申請した対象職員に通知するものとする。

（交付）

第6条 市長は、前条の決定に基づき、申請した対象職員に対し速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の返還等）

第7条 市長は、助成金の交付を受けた対象職員について、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当すると認めるときは、その決定を取り消し、交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- （1）偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- （2）助成金の交付を受けた日から5年以内に職員の身分を失ったとき
- （3）その他助成金を交付することが不相当と認められる事実があったとき

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

建築技師資格取得助成申請書

苫小牧市長様

申請者 (所属)
(職・氏名)

印

苫小牧市建築技師の資格取得等助成要綱に基づき、助成金の交付を受けたいので、同要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

取得資格名称	<input type="checkbox"/> 建築基準適合判定資格者 <input type="checkbox"/> 一級建築士		
資格取得日	年 月 日		
助成金申請額	円		
	内 訳	講座等の受講料	円
		受験に係る手数料	円
登録に係る手数料		円	
振 込 先	口座名義人 (カタカナ)		
	金融機関	銀行（金庫・組合）	支店
	口座番号	普通・当座	

※ 申請するときは、要綱第4条各号に掲げる書類を必ず添付してください。

様式第2号（第5条関係）

苦行監第 号
年 月 日

建築技師資格取得助成決定通知書

様

苦小牧市長

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付について、次のとおり決定しましたので、苦小牧市建築技師の資格取得等助成要綱第5条第2項に基づき、通知します。

取得資格名称	<input type="checkbox"/> 建築基準適合判定資格者 <input type="checkbox"/> 一級建築士	
助成金交付額	円	
	内 訳	講座等の受講料 円
		受験に係る手数料 円
	登録に係る手数料 円	
特 記 事 項		

※ 助成金は、準備が整い次第、指定の口座に振り込みます。